最終更新日:2015年11月2日
株式会社アイネット
代表取締役社長　梶本　繁昌
問合せ先:045-682-0805
証券コード:9600
http://www.inet.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値の最大化による株主価値の向上のため、迅速な経営の意思決定を図るとともに、チェック機能の強化により法令の遵守と透明性の高い経営を実現していくことが当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の重要な課題として取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
池田　典義	1,671,890	11.32
アイネット従業員持株会	1,281,215	8.67
北川　淳治	710,300	4.81
株式会社横浜銀行	643,000	4.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	446,800	3.02
BNP PARIBAS SECURITES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	420,000	2.84
株式会社アイネット	309,957	2.09
有限会社エヌ・アンド・アイ	287,980	1.95
日本生命保険相互会社	250,000	1.69
三菱総研DCS株式会社	217,800	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明
―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
浅井　紀代子	税理士											○
竹之内　幸子	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅井　紀代子		―――	税理士としての高度な専門知識を当社の経営に活かしていただきたく選任いたしました。
竹之内　幸子		―――	女性活躍推進をテーマとした研修講師、講演及びコンサルティングを数多く行っており、そこで培った経験をダイバーシティ推進に活かしていただきたく選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的な会合を持ち、必要に応じて情報の交換を行うことで、相互の連携を高め、また、内部監査部門とは定期的に実施する内部の監査に帯同し、内部統制の有効性と実際の業務遂行状況を確認しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本村　晴樹	他の会社の出身者													○
大橋　秀夫	公認会計士													○
田下　佳彦	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本村　晴樹	○	―――	金融、情報サービス業界で培った経験を生かしていただきたく選任いたしました。また、同氏は、当社社外監査役である他に当社との利害関係、取引関係がなく、独立して社外監査役としての職責を果たすことができるものと考えており、このような独立性及び期待される役割から、当社取締役会の決議をもって同氏を独立役員として指定しています。
大橋　秀夫		―――	公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その見地からのアドバイスを期待して選任いたしました。
田下　佳彦		―――	同業他社で長年経営者として務められた豊富な経験からのアドバイスを期待して選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的とし、当社の取締役に対し業務と職責のバランスを充分勘案し、インセンティブを付与するものであります。

ただし、平成17年6月までストックオプションを付与しておりましたが、平成18年以降は付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的とし、当社の取締役、執行役員及び従業員を対象としています。

ただし、平成17年6月までストックオプションを付与しておりましたが、平成18年以降は付与しておりません。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬160百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

重要案件については、専門家を交えた勉強会の席に出席いただいており、勉強会の場においても積極的な意見をいただいております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

常勤監査役が定期的に主要な稟議書の確認を行うとともに、会計監査にあたっては、事前に監査法人と意見交換を行っております。また、毎月開催されるグループ経営会議（当社取締役、常勤監査役、部門長と子会社の社長および役員が出席）に出席し、各部門からの業績報告に対して必要に応じ指摘、助言を行っております。さらに、取締役会には監査役が必ず出席し、決議事項ならびに担当役員より報告される業務執行状況について、経営の監視・監督をする立場から積極的かつ有効な意見を述べております。なお、社外監査役である常勤監査役１名を独立役員として指定しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、迅速且つ的確な経営及び執行判断が可能な経営体制となっております。さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査役４名の内３名を社外監査役としております。当社では、この社外監査役のうち、常勤監査役１名を独立役員として選任しております。それらの体制により、監査役設置会社として十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの皆様に出席をしていただけるよう集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使専用サイトへ議決権行使用紙に記載のID及びパスワードでログインして議決権を行使するものであります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算後と決算後の年2回説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの投資家情報ページ(https://www.inet.co.jp/ir/)へIRポリシーを表明するとともに、投資家ニュース、決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書、データファイル、株主通信、株主総会の招集通知、決算説明会のプレゼンテーション資料等を掲載しております。また、決算発表や株主総会等のIRスケジュールも掲載し、随時更新しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画・IR部を設置し、4名体制でIR業務に従事しております。経営企画・IR部長をIR事務連絡責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域での雇用創出や地域開催イベントへの協賛、文化活動への支援や災害支援を中心に積極的に社会貢献活動を行っております。激甚災害として政府が指定した災害及び国外での同等規模の災害が発生した際には、社員からの募金並びに会社からの義捐金を各々被災地に寄付を行っております。また、Fun to Shareの趣旨に賛同し、平成18年度よりCOOL-BIZを実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動憲章及びIRポリシーを制定し、これに基づきステークホルダーの皆様に対し重要な会社情報の提供を適切に行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、経営方針に則った「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社並びにグループ会社の取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

代表取締役社長は、本社統括取締役をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命し、法務・コンプライアンス室がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

内部監査室は、独立した立場から監査を実施してその結果を代表取締役社長に報告する。

当社は、コンプライアンス上、疑義ある行為についての内部通報の仕組みとして、「公益通報者保護規程」を定め、それに従い、取締役及び使用人が通報窓口を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営する。内部通報制度の通報状況については、速やかに監査役に報告を行うこととする。

監査役は、コンプライアンス体制に対する問題の有無を調査し、取締役会に報告する。また、取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

当社は、平成19年3月21日開催の取締役会において「アイネット企業行動憲章」を制定いたしました。
同時に、同憲章をホームページに掲載するとともに、同憲章の名刺サイズ版を作成して全役員、全社員に配布し、常時携帯させ、また全役員、全社員に説明会を実施するなど、憲章を遵守し、より良い企業風土の醸成に努めております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
代表取締役社長は、本社統括取締役を職務執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者として任命する。職務執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。「文書管理規程」他関連規程は、必要に応じて適時見直し、改善を図るものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理室主導の下、代表取締役社長を委員長とする組織横断的なリスク管理委員会を設置し、リスクの見直しを行う。また、同委員会は、「危機管理規程」を見直し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。内部監査室が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定例的に開催するほか、必要に応じて適時臨時取締役会を開催する。

取締役会の決定に基づく業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会において適時報告し、また、監査役及び内部監査室がこれを適時監査する。

中期経営計画及び単年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定する。また、グループ会社を含めた事業部門長以上で構成されるグループ経営会議を毎月1回定例的に開催し、業務の執行状況を報告させ、施策及び効率的な業務執行を阻害する要因の分析とその改善を図る。

e. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の管理は本社統括取締役が行う。グループ会社の社長は、毎月１回開催されるグループ経営会議に参加し、円滑な情報交換を行う。

当社並びにグループ会社の取締役は、当社各部門及び各グループ会社の業務執行の適正を確保する内部統制システムの確立とその運用について権限と責任を有する。

監査役と内部監査室は、定期または臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会に報告する。
この活動に資するため、グループ会社監査役連絡会、内部監査部門連絡会を組織し、情報の共有化を図って対処する。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室及び本社統括所属の職員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。指名された使用人の補助すべき期間中における指揮権は、監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の当該期間における人事異動は、監査役の同意を得るものとする。なお、内部統制の監視・検証等を充実するため、専任スタッフを選任する。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役に報告すべき事項（法定の事項、当社及びグループ会社の経営・業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為、その他）に関する規程を監査役会と協議の上、制定する。取締役及び使用人は監査役会に対して、その規程に定める報告事項を、遅滞なく報告する。

監査役は、グループ経営会議その他の社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とする。また、監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

監査役会は、当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

平成18年度においては、平成18年10月１日付でリスク管理委員会規程を制定し、規程に基づき、当月よりリスク管理委員会を定例的に開催しております。さらにリスク管理強化のため、平成23年10月1日付でリスク管理室を設置いたしました。
委員会では、当社の事業展開に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクを洗出し、評価・選別することにより、リスクに対する対応策の検討および進捗状況の確認を実施しております。

平成20年度においては、金融商品取引法に基づき義務付けられた「内部統制報告制度」に対応し、適正で信頼できる財務報告を作成するために、金融庁企業会計審議会より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に準拠して「内部統制方針書」を作成、当方針書に基づき財務報告に係る内部統制を整備及び運用をいたしました。

※添付の模式図につきましては、平成27年6月25日現在のものであります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、多くのステークホルダーから継続的に信頼をいただくため、アイネット企業行動憲章およびコンプライアンスマニュアルにおいて、反社会的勢力および団体とは関係を持たないことを明記し、社員への周知徹底を図っております。
また、当社は、神奈川県企業防衛対策協議会に所属し、情報の共有を図り、神奈川県所轄警察署と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

